

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	肥料取締法施行令の一部を改正する政令等案
規制の名称	特殊肥料同士を配合した肥料の特殊肥料指定及び品質表示基準
規制の区分	拡充、緩和
担当部局	農林水産省消費・安全局農産安全管理課
評価実施時期	令和2年5月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>肥料の品質を保全し、公正な流通を確保する等の目的から、肥料取締法の規定に基づき、米ぬかや堆肥等の特殊肥料を除く全ての肥料を指す「普通肥料」の生産又は輸入を行うためには、公定規格に合致することが審査の上で確認され登録されたものである必要がある。</p> <p>今般、「肥料取締法の一部を改正する法律」において、農家からの要望に基づき、化学肥料等の普通肥料と堆肥等の特殊肥料を配合した肥料や、肥料に土壌改良資材を混入した肥料を「指定混合肥料」として届出により生産することを認めることとなった。</p> <p>一方、特殊肥料同士を配合した肥料については、これまで法令上に位置付けられておらず、生産を行うことができなかった。現在では高齢化及び人手不足を背景として、作業効率化等の観点から、配合された肥料のニーズが高まっている。</p> <p>また、水田における堆肥の施用量の減少などにより地力が低下している状況であり、収量及び品質の向上に向け、土づくり効果を有する堆肥等を活用していくことが重要。</p> <p>加えて、農家の所得向上に向け、肥料コストの低減も重要な課題となっており、様々な肥料を生産できるようにし、低コスト肥料の開発を促す環境整備が必要となってきた。</p> <p>当該規制が維持されれば、引き続き、特殊肥料同士を配合した肥料の生産ができず、高齢又は人手不足の農家にとっては、より低コストで土壌の栄養バランスの改善等に取り組むことが困難な状態が続くこととなる。</p>

<p>想定される代替案</p>	<p>新たに生産を認めることについて、代替案はない。</p> <p>品質表示基準を定めることについて、表示に代えて、消費者が肥料成分等の情報を請求できる制度を創設することが想定される。</p>	
<p>直接的な費用の把握</p>	<p>要素</p>	<p>代替案の場合</p>
<p>遵守費用</p>	<p>新たに特殊肥料同士を配合した肥料の生産を可能とする規制緩和的措置であるが、生産及び販売に当たって、成分含有量等の品質表示基準を遵守するための費用として、実際に含まれる肥料成分を分析する費用が必要であり、1銘柄あたり7,200円要する。増加見込み銘柄数約252を踏まえると、総額は約180万円となる。</p>	<p>左記の費用(180万円)に加え、生産業者及び販売業者が、ロットごとに生産にかかる情報を長期にわたり帳簿をつける等により保管し、問い合わせに対応する必要として4,370,000円要する。さらに、データに係る資料の郵送に156,000円要し、合計で約633万円かかり、改正案よりも大きな遵守費用となる。</p>
<p>行政費用</p>	<p>新規に届出される肥料について、その監督に要する行政費用(法令の遵守状況等を確認するための立入検査等)の増加分を試算すれば、立入検査1銘柄ごとに要する費用は約21,000円、増加見込み銘柄数は約252であり、立入検査における抽出率は約5%であることから、総額では約26万円となる。</p>	<p>同左</p>
<p>直接的な効果(便益)の把握</p>	<p>特殊肥料同士を配合した肥料の生産が拡大した場合、農家にとって、より安価な肥料の選択肢が増えることとなる。</p> <p>業界等の関係者へのヒアリングを踏まえ、特殊肥料同士を配合した肥料について、6事業者により252の生産銘柄数の増加が見込まれる。</p> <p>また、灰由来肥料や炭由来肥料が現状と同じペースで生</p>	

	<p>産が増加した場合、今後5年間で約66,000トンの増加が見込まれ、これらを原料とした特殊肥料同士を配合した肥料も、少なくとも約66,000トンの増加が見込まれる。耕地1ha当たり20トン程度施用されることを踏まえ、当該混合特殊肥料が活用される面積は、約3,300haと見込まれる。</p> <p>複数の肥料を一度に散布する場合は、施肥に係る作業時間が削減(2.4時間/10a→1.2時間/10a)可能である。労務単価を2,800円/時間とすると、今後5年間で、特殊肥料同士を配合した肥料が3,300haの農地に施肥される場合、全体として約1.1億円分の省力化や生産費の抑制につながる。</p> <p>また、今後5年間における特殊肥料同士を配合した肥料の想定増加分について、約64,000トンの生産増加が見込まれている灰由来特殊肥料(例:バイオマス燃焼灰(約2.5円/kg、加里(肥料の主要成分であるカリウムを指す。以下同じ。)成分含有率約20%))の全量が配合肥料原料として利用された場合、灰由来特殊肥料を同じ分量分の化学肥料(塩化加里(一般的に約125円/kg、加里成分含有率約50%))を原料として用いた場合と比べて、30.4億円分の生産費の抑制につながる。</p>	
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>農地への有機物の投入が増加し、いわゆる「土づくり」が進むことにより、作物の農地当たり生産量及び品質向上へつながることが期待される。</p>	<p>同左</p>

費用と効果（便益）の関係	<p>遵守費用：成分調査を行うため、全体で約 180 万円の遵守費用が見込まれる。</p> <p>行政費用：新規に生産される銘柄への立入検査費用として、約 26 万円の行政費用が見込まれる。</p> <p>効果（便益）：農家における省力化による便益が約 30.4 億円と見込まれる。</p> <p>これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。</p>
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。
備考	